

2022 年 5 月 6 日

一般社団法人 日本建築学会  
会長 田辺新一

## 適切な社会資本の実現を目指した設計者の選定方法に関する会長談話

一般社団法人日本建築学会では、持続可能な社会の実現のために、未来の負荷を減らしながら、各地域の特徴や資源に対応した建築を実現するために、これまで多くの提言や声明を提示してまいりました。

最近では国土交通省はじめ関連団体ともコミュニケーションを図りながら 2020 年 4 月に「長く大切にされる公共施設を実現するための提言」<sup>注1)</sup>を発表させて頂きました。本提言は、新しい時代を実現するための社会資本の実現方法についてとりまとめたもので、自治体などでの活用に期待しているところです。しかしながら依然として、外部の専門家が関わらない選定や過程が不透明なプロポーザルがみられるようです。

つい先日、外部の委員を含んだ専門性の高い審査委員会を設定し、多くの設計事務所にも応募の機会を提供しうる設計者選定でありながら、募集要項と異なった運用が行われ、また、その過程についても秘匿されるなど、公募方式による設計者選定の理解が十分で無い事例が報告され<sup>注2)</sup>、問題の根深さを実感しているところです。

公募方式による設計者選定は、応募する側の存在によって初めて成立するもので、公平性や公明性の担保は必須とされる方式です。見積もり合わせなど、発注側に多くの権限があり、秘匿性も高い事象とは根本的に別な枠組みで、公示した以上、最後まで一貫させる責務を発注者は負います。従って、公募による設計者選定を実行しようとする発注者は、優先交渉権者の権利の保障や過程の透明性の確保が、事業の前提であることをぜひご理解いただきたいと思っております。

日本建築学会に対して期待される公共性から、多様な要素が関係する個別案件についての特定の判断を下すことは差し控えつつも、日常的に実務に取り組んでおられる方々の判断に資することが出来るよう、今後も学術的知見の整理や共有に取り組む所存です。

注 1： <https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/202004015.pdf>

注 2： 本談話は、2022 年 3 月 18 日に本会会員から連名で提出された「和東町総合保健福祉 施設 整備 基本設計・実施設計業務に係る公募型プロポーザル」に関する嘆願書を契機として、現時点での日本建築学会の役割について会長としての所見を述べたものです。